

コメントの概要と、コメントに対する考え方

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>手数料について、大阪証券取引所（大証）における日経 225 ミニのネット証券における主流は 1 枚 105 円（新規・決済の往復）であり、例えば日経 225 証拠金取引については手数料が 105 円以下とする等、それなりに安くなるよう配慮してほしい。</p>	<p>取引所が取引参加者から徴収する取引手数料は、現在検討中です。</p> <p>なお、取引参加者が顧客から徴収する取引手数料の額は、取引参加者が独自に定めることとなります。</p>
<p>大証における日経 225 ミニの場合、約定方式が異なるものの、板における呼び値の刻みは 5 円である。つまり成行売買のスプレッドは実質 5 円ということになるが、今回の上場においてのマーケットメイクにおける平均スプレッドを 5 円未満にしなければ大証で取引するほうがコストの面で有利である。マーケットメイカーの努力次第ではあるが、荒れていな相場等での通常時最小スプレッドが 0 円～となれば好ましい。</p>	<p>スプレッドはマーケットメイカーの競争の結果によりますので、5 円未満になるかどうかは分かりません。</p> <p>日経 225 証拠金取引の最小呼び値単位は 1 円ですので、スプレッドが 5 円未満になる可能性もありますが、5 円より広くなることもあります。</p>
<p>実質スプレッド向上や約定のしやすさという点で、非マーケットメイカー同士の注文も約定可能にしてほしい。</p>	<p>マーケットメイク方式を採用しており、非マーケットメイカー同士の注文は約定いたしません。</p>
<p>くりっく 365 で取引を行っている投資家が取引証拠金を活用できるよう、</p> <p>①くりっく 365 とくりっく株 365 で取引証拠金を共有する。</p> <p>②くりっく 365 とくりっく株 365 の取引証拠金をシームレスに移動する。</p> <p>等の取扱いを行ってほしい。</p>	<p>①について：</p> <p>法令上、くりっく 365 とくりっく株 365 とで取引証拠金を共有することはできません。</p> <p>②について：</p> <p>取引証拠金の移動の仕方は、取引参加者の制度により異なります。</p>
<p>FTSE100 証拠金取引や DAX 証拠金取引について、呼び値の単位を 0.1 刻みにしてほしい。</p> <p>OTC 業者による CFD 取引では、呼び値は 0.1 ポイント刻みが主流であり、また指標が算出される時間帯におけるスプレッドは 1~2 ポイントである。</p> <p>呼び値の刻みを 1 にしてしまうと、手数料も含めたコストでは OTC 業者のほうが有利になる。前向きに検討していただきたい。</p>	<p>呼び値の単位は、簡潔性の観点から、1 にいたしております。</p>

NY ダウ、NASDAQ 100、S&P500、上海株価指数、WTI 原油、金 (GOLD) を取引対象とする商品の上場を強く希望する。	<p>海外の株価指数については、今後、ライセンスを得て逐次上場する方針です。</p> <p>原油や金等の商品については、法律上、上場できません。</p>
日経225証拠金取引について、日本の祝日に取引できないのは疑問である。 せっかくほぼ24時間取引も出来るのに、日本の祝日が休場だと海外市場動向でのリスク回避ができないのではないか。	日経 225 証拠金取引は、日本の祝日は原資産である現物が取引されないため、休場といたします。
有価証券関連デリバティブ取引に関しては、信託区分管理の対象外との理解であるが、通貨関連デリバティブと異なり、オーバーナイトの保留資金の信託区分管理は必要ないという理解でよいか？	有価証券関連デリバティブ取引も、金融商品取引法上、信託区分管理の対象となります。
ロスカットに関する記述はあるが、追証制度については一切記述がないので、別途追証制度の整備は必須事項では無い、という理解でよいのか？	<p>追証制度は、必須です。ご意見を踏まえ制度要綱に以下の記述を追加しました。</p> <p>「顧客取引証拠金の預託</p> <ul style="list-style-type: none"> 取引参加者は、取引日ごとに顧客の証拠金預託額が証拠金所要額を下回ったことにより取引証拠金に不足が生じた場合は、当該不足額を当該顧客に通知する。この場合、当該顧客は、通知された額以上の額を取引証拠金として、当該不足の生じた取引日の翌々取引日以内の取引参加者の指定する日時までに取引参加者に通知する。 日本の銀行休業日があるときは、順次繰り下げる。」
海外株価指数証拠金取引において、FTSE 社が算出する配当相当額の値が「適当ではない」と取引所が認める場合というものは、その基準について取引参加者に対しては内示されるという理解でよいか？	本取引所の判断基準は、公表いたしません。
証拠金基準額の算出において、毎週月曜日に翌週から適用する証拠金基準額を算出し公表するとあるが、株式市場の急変により発表した証拠金額を適用前に変更することはあり得るか？	一旦算出し公表した証拠金基準額は、原則として変更いたしません。